第３回長崎地方最低賃金審議会議事録
（令和８年８月 28 日　午前 11 時 00 分～午前 11 時 25 分）　　本審３

１．開会 深浦会長	定刻になりましたので、ただ今から、「令和８年度　第３回長崎地方最低賃金審議会」を開催します。 初めに、委員の出欠状況につきまして、事務局から報告をお願いいたします。
江上補佐	現在、委員総数 15 名のうち、公益委員５名、労側委員４名、使側委員５名、計 14 名の委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第５条第２項の規定に基づき、審議会開催に必要な定足数の３分の２以上を満たしており、本審議会が有効に成立していることを報告いたします。
２．会長挨拶 深浦会長	改めまして、皆様、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。 先ほど、専門部会におきまして、長崎県地方最低賃金の改正について結審いたしております。 本日、林部会長から専門部会報告を受けた後、長崎県最低賃金の決定を、この審議会で行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。
３．議題 （１）専門部会長報告 深浦会長	早速、議題に入ります。 最初の議題は、専門部会報告でございます。 専門部会の林部会長から、報告をお願いいたします。
林部会長	それでは、専門部会の審議の経過と結果につきまして、簡単にご説明申しあげます。 ７月１日に長崎地方最低賃金審議会に諮問されました長崎県最低賃金の改正決定の調査審議につきまして、長崎県最低賃金専門部会に付託され、７月 31 日の第１回から本日８月 28 日まで計７回にわたり専門部会を開催し、結審に至りました。 労働者側、使用者側からそれぞれ基本的な考え方の説明をいただき、その後、経済情勢や雇用情勢等を踏まえて、委員の皆様方による真摯なご議論を積み重ねて参りました。 その結果、専門部会におきまして、全会一致をいただきまして、本年

	度の長崎県最低賃金が決まりましたので、申しあげます。 　金額につきましては、「56 円引上げまして、１時間 1,087 円とする。」また、効力発生の日につきましては「令和８年 11 年２日、指定日発効」以上のような結論に至りました。 　それでは、報告書を会長にお渡しします。
深浦会長	事務局から朗読をお願いします。
木場室長	ただ今から、専門部会の「報告書」の写しをお配りしますので、ご覧いただきたいと思います。 　＜報告書の写しを委員及び傍聴人・報道機関に配付する＞
木場室長	専門部会報告書につきまして、読み上げます。 　当専門部会は令和８年７月 1 日に長崎地方最低賃金審議会において負託された長崎県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙１のとおりの結論に達したので報告する。 　また、別紙２のとおり、平成 20 年８月６日付けの中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和６年 10 月 12 日発効の長崎県最低賃金（時間額 953 円）は令和６年度の長崎県の生活保護水準を下回っていないことを申し添える。 　本件の審議に当たった当専門部会委員は別紙３のとおりである。 　なお、中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、円安や資源高及び不安定化している中東情勢の影響を背景とした原材料費等の高騰に加えて、多くの事業者が十分に価格転嫁できていないなどによる先行きへの不安、懸念が高まる状況の中で、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保することにより安定した事業を継続し、雇用を確保・維持できるよう最大限の配慮を国に求めるよう、当専門部会として下記のとおり付帯決議する。 　今年度につきましては、政府等への要望を審議会の付帯決議として、下記のとおり取りまとめております。 　以上が、専門部会報告書となっておりますので、ご確認いただきたいと思います。 （記以下の読み上げは割愛） 　別紙１の内容についてです。 　１　適用する地域

	長崎県の区域 ２　適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者 ３　適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者 ４　前号の労働者に係る最低賃金額 １時間　1,087 円 ５　この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当 ６　効力発生の日 令和８年 11 月２日
深浦会長	よろしいでしょうか。 カメラによる撮影は、一旦ここまでとさせていただきます。 事務局は報道関係の方に説明をお願いします。
江上補佐	申し訳ございませんが、報道のカメラによる撮影をいったんここまでとさせていただきます。 報道のカメラの方は、撮影を中止してください。 撮影可となりましたら、改めてご案内させていただきます。
深浦会長	ただ今、専門部会の報告におきまして、全会一致で長崎県最低賃金は 56 円引上げて、時間当たり 1,087 円とするということが報告されましたけれども、これを以て審議会の結論といたしますがよろしいでしょうか。
各委員	＜異議なし＞
深浦会長	それでは改めて確認いたします。 長崎県地域別最低賃金は 56 円引上げて、1 時間 1,087 円とする。 また、発効日は令和８年 11 月２日とすることを決定いたします。 それでは、本審議会から長崎労働局長に対し、答申をいたしますけれども、答申案を事務局より委員の皆様方にお配りください。 ここからは、撮影していただいて結構です。 ＜答申（案）を委員及び傍聴人・報道機関に配付＞
深浦会長	ただ今、お手元に配付しましたものは、先ほどの専門部会報告書と同内容となっております。

	では、内容をご確認いただいたということで、本審議会より、長崎労働局長に対して答申いたしますが、よろしいでしょうか。
各委員	＜異議なし＞
深浦会長	それでは、この内容で本審議会より長崎労働局長に対し答申することにいたします。
木場室長	会長並びに局長は中央にお願いいたします。 なお、撮影していただいて差し支えありませんが、中央には入らないようお願いいたします。 ＜会長と局長が中央に移動＞ ＜会長が答申文読み上げ＞
深浦会長	答申いたします。 長崎地方最低賃金審議会は、本年７月１日、長崎労働局長から「長崎県最低賃金の改正決定について」の諮問を受けまして、調査審議を重ねた結果、「長崎県最低賃金を 56 円引上げて、１時間 1,087 円、効力発生日を令和８年 11 月２日」とするよう答申いたします。 ＜会長から局長へ答申文を手交＞
深浦会長	髙西労働局長からご発言いただきたいと思います。よろしくお願いします。
髙西局長	ただ今、深浦会長から令和８年度の長崎県最低賃金の改正決定につきまして、答申をいただきました。 本年は、７月１日に諮問させていただき、７月 31 日に中央最低賃金審議会の目安を伝達させていただきました。 その後、専門部会の委員の皆様を中心に、実に７回にも渡り、本年は例年以上に連日猛暑が続き、心身へのご負担も大きかったと存じますが、慎重かつ丁寧に真摯なご審議を賜わりました。 また、専門部会以外でも、公労使それぞれの側の中でもご議論をいただいたものと思います。 公益委員の皆さま、労働者側委員の皆さま、使用者側委員の皆さまには、それぞれお立場は異なりますけれども、皆さま同じ長崎県民であり、

	長崎を良くしたい、次の世代にこの長崎をつなげていきたいという思いで、最後は長崎県民 122 万の人々の生活に思いをいたされつつ、重大なかつ苦渋の決断もあったかもしれませんが、大きな判断をいただきました。 　また、様々な事情がある中で、全会一致の形を取っていただきましたことも、全国他の地域に与える影響も大きく、大変意義深いものと受け止めております。 　皆様方に対し、心より敬意を表しますとともに、言葉では言い尽くせませんけれども、深く、深く感謝申し上げます。 　ありがとうございました。 　今後、労働局といたしましては、本日いただきました答申を踏まえまして、最低賃金の改正に係る所要の手続きを進めるとともに、来月予定しております異議審を経て、答申どおりの改正決定がなされた場合には、最低賃金の周知はもちろんのことでございますが、賃金引上げの支援として、業務改善助成金をはじめとした生産性向上の環境整備に係る施策を総動員いたします。 　私も自ら、県内各地域に出向いて、今助成金の説明等汗をかいているところでございますが、あらゆる機会を通じて、周知に務めて参る所存でございます。 　最後に、審議会は今後も動いてまいりますが、委員の皆さまには、まずはお休みを取っていただきたく存じます。 　その上で、ご負担をおかけいたしますけれども、引き続き審議会の運営に、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。 　本日は、答申をいただきましたこと、誠にありがとうございました。
（３）その他 深浦会長	今後の事務手続き及び審議会日程等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。
木場室長	ただ今、答申をいただきましたので、最低賃金法第 11 条第１項に基づきまして、本日付けで答申内容の公示を行い、15 日間異議の申し出を受け付けますと、異議申出締切日が９月 14 日（月）となりますので、この間に異議申出があった場合には、異議申出締切日の翌日である９月 15 日（火）午前 10 時から第４回本審（異議審）を、この会議室におきまして開催したいと思います。 　また、９月３日（木）及び９月 14 日（月）に運営小委員会を開催し、特定最低賃金にかかる参考人意見聴取等必要性の有無についての審議を

	行っていただくこととしており、その結果を９月 15 日の審議会（異議審）の中で報告していただき、特定最低賃金の必要性の有無についての答申を行う予定としております。 　その後、異議審後に官報公示等の事務処理を行いますので、指定日の 11 月２日が発効日となります。 　今後、このような流れで、手続き等進めていきたいと思っております。
深浦会長	異議の申出があった場合は、９月 15 日（火）午前 10 時から、この会議室におきまして、第４回本審（異議審）を予定させていただきます。 　また、その前の９月３日（木）、14 日（月）は運営小委員会を開催しまして、特定最低賃金にかかる参考人意見聴取等を行いたいと思いますので、指名されている委員の方々はよろしくお願いいたします。 　本日の審議はここまでですけれども、最後に一言私の方から、委員の皆さまにお伝えしたいことがございます。 　今年は先ほどもありましたけれども、７回も審議を重ねていただきました。 　労働者側からは、特に物価の上昇、とりわけ最低賃金近傍で働く方々に非常に影響の大きい食料品の価格上昇、こういったことに非常に心を寄せられて、労働者の生活安定といったことに力点を置いた主張をなさったと思います。 　また、使用者側からは、ここ何年かに渡っての、最低賃金の非常に急速な上昇、それに伴いまして、賃金体系全体も上がりますし、人件費負担が増えると。 　そういう中で、懸命に経営をされていると、そういう切実な思いというものも十分に披露していただきました。 　ただ、今年はお互いの主張はそれぞれございましたけれども、相手方の主張にも真摯に耳を傾けていただいたと、そういうふうに印象をもっております。 　双方とも立場は違いますけれども、長崎県の雇用環境を維持、安定するというところでは、共通の認識をお持ちであったと思います。 　そこが全会一致につながったと私は考えておりまして、本当に委員の皆さまには敬意を表したいと思います。 　また、それぞれがぎりぎりの決断での合意でしたので、万人が 100％納得できるものではございません。 　しかしながら、今お話ししたように、非常に長崎県全体のことを、立場を超えて考えていただいたということの結果ですので、そのあたりを関係者の皆様にはご理解していただきたいと思っております。 　最後になりますが、労働者委員の皆さま、使用者側委員の皆さま、そ

	れから労働局の職員の皆さま、本当に長い時間に渡りありがとうございました。 改めてお礼を申し上げます。 それでは、先ほど説明がありましたような日程で、本年度の長崎県最低賃金の改正は進められることになります。 本日の議事録の確認につきましては、公益委員は私、労働者側委員は津﨑委員を、使用者側委員は峯下委員を、それぞれ指名いたしますので、よろしくお願いいたします。 委員の皆様方には、長期間にわたり、円滑かつ真摯なご議論にご協力を賜り、心より感謝申し上げます。 以上をもちまして、本日の審議会は閉会いたします。 どうも、ありがとうございました。 お疲れ様でした。